

社会福祉法人わかき福祉会役員等報酬規程

(報 酬)

第1条 社会福祉法人わかき福祉会の役員等の報酬については、無報酬とする。ただし、その職務に要する費用として、第3条に規定する費用を支給する。

(役員等)

第2条 この規程で役員等とは、次の者をいう。

評議員、理事（理事長を除く）、監事及び必要の都度招集された者（例：運営委員会等委員・推進会議等委員等）

2 前項の規定にもかかわらず、当法人の本部及び各施設及び事業に職員としての身分を有する者は含まれないものとする。

(支払費用)

第3条 当法人の役員等に対しては、1日につき、次表のとおり職務に要する費用を支払うものとする。

内 容	金 額	備 考
会議等の時間が4時間未満の場合	3,500 円	
会議等の時間が4時間以上の場合	5,000 円	最大7時間までとする

2 会議の前後に食事等を提供した場合は、その費用を上記の金額から控除した費用を支払うものとする。

(旅費等)

第4条 当法人の役員等が、研究、調査及び職務遂行のため、出張等を行った場合は、別に定める「旅費規程」の規定により旅費を支給する。

付則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。